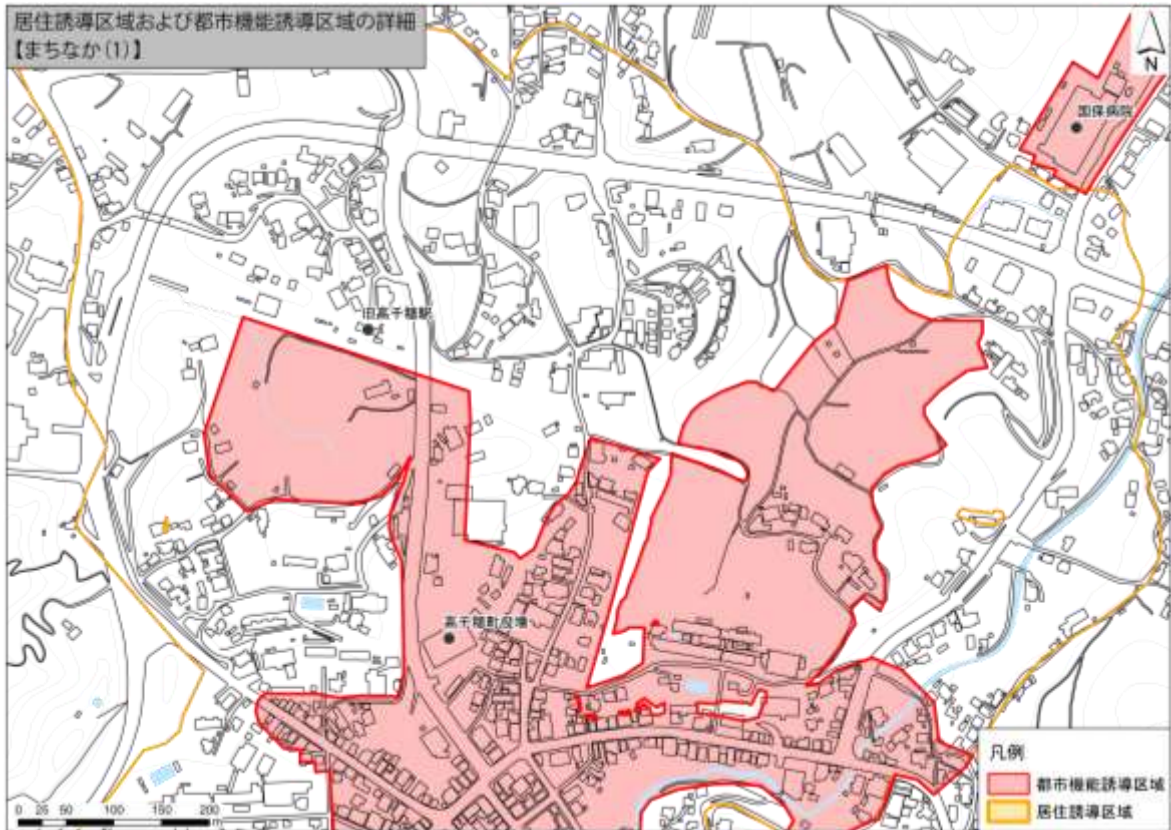
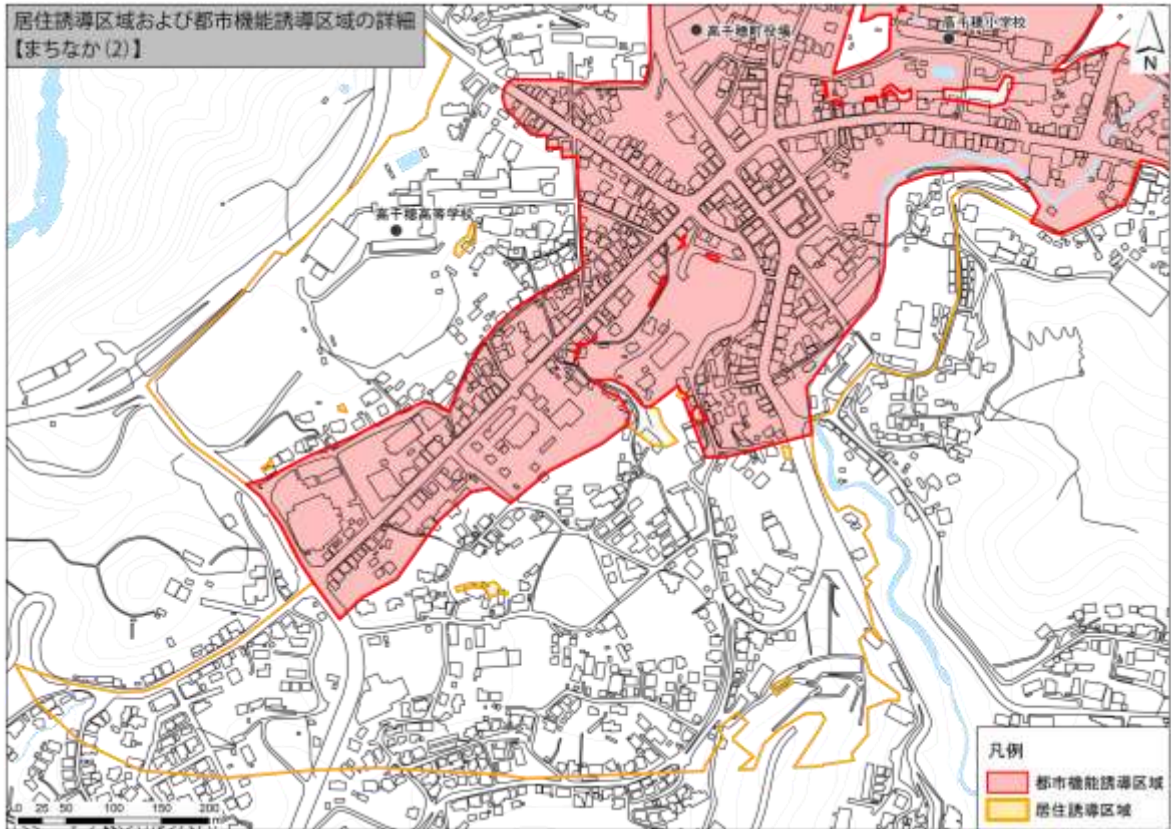
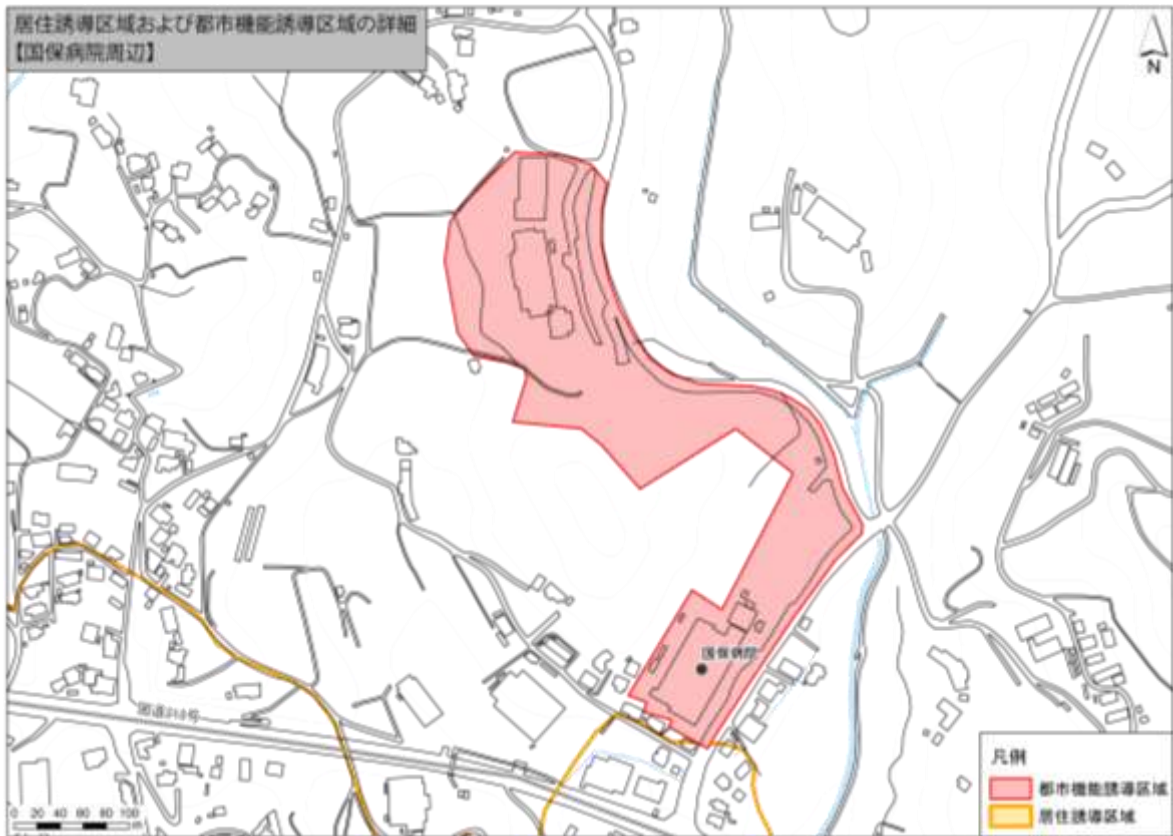


高千穂町立地適正化計画

参 考 資 料







■ 誘導施設の定義

エリア	機能	誘導施設の設定方針	誘導施設	建築物の位置付け (関係法令等)
まちなかエリア	商業機能	住民の満足度およびまちなかの回遊性向上と賑わい創出に資する商業機能の誘導を図ります。 また、空き店舗や低未利用地の有効活用による商業機能の充実を図ります。	商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗の用に供される床面積が1,000㎡を超える商業施設 または、高千穂町地域創造支援事業補助金交付要綱第4条のうち、民泊以外の業種
	子育て機能	若い世代の暮らしを支援し、若い世代の流出抑制等に寄与するために、子育て支援に関する機能の充実に資する施設の誘導・充実を図ります。	保育園等	児童福祉法第7条及び第39条等 学校教育法第1条及び第77条等
	介護福祉機能	今後も高齢者の増加が見込まれる中、施設の必要性は益々高くなると考えられます。 施設の老朽化や施設規模の変化等、施設の再編を検討する際には、国保病院周辺への施設の集約化・複合化等を促進し、充実を図ります。	社会福祉協議会	社会福祉法第109条
			地域需要に対応した高齢者支援施設	老人福祉法、介護保険法等
	行政機能	町役場や出張所などの施設は、町内にバランスよく配置されており、現状の立地状況も充足しています。 町民が利用する施設として今後も維持していくために、誘導施設に設定します。	町役場	地方自治法第4条第1項
	教育機能	安全安心な教育環境を形成するために、災害リスクの低い土地への教育施設の誘導や利用・維持管理の状況に応じた施設の更新を図ります。	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	学校教育法第1条
	文化機能	現状の立地状況で不足している機能です。 暮らしやすい生活環境や交流の場を確保するために、老朽化している施設等との一体化も含め、子育て世代の定住促進や住民の満足度向上に資する機能・施設の充実を図ります。	文化施設、交流施設	社会教育法
金融機能	用途地域内に金融機関が6施設分布しており、現状の立地状況も充足しています。 町民が利用する施設として今後も維持していくために、誘導施設に設定します。	金融機関	銀行法第2条第1項、日本郵便株式会社法第2条第4項等	
エリア	機能	誘導施設の設定方針	誘導施設	建築物の位置付け (関係法令等)
医療福祉エリア	医療機能	今後も高齢者の増加が見込まれる中、施設の必要性は益々高くなると考えられます。 若い世代の定住促進を図ることも踏まえ、子育て・高齢者施設との連携も深めながら、既存施設が有する機能水準の維持・向上を図ります。	病院	医療法第1条の5第1項
			診療所	医療法第1条の5第2項
	商業機能	医療福祉施設の利用者や周辺住民の利便性向上に資する商業機能の誘導を図ります。	商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗の用に供される床面積が1,000㎡を超える商業施設 または、高千穂町地域創造支援事業補助金交付要綱第4条のうち、民泊以外の業種
	子育て機能	若い世代の暮らしを支援し、若い世代の流出抑制等に寄与するために、子育て支援に関する機能の充実に資する施設の誘導・充実を図ります。	保育園等	児童福祉法第7条及び第39条等 学校教育法第1条及び第77条等
介護福祉機能	将来、高齢者の増加が見込まれる中、施設の必要性は益々高くなると考えられます。 施設の老朽化や施設規模の変化等、施設の再編を検討する際には、国保病院周辺への施設の再編・複合化等を促進しつつ、充実を図ります。	社会福祉協議会 地域需要に対応した高齢者支援施設	社会福祉法第109条 老人福祉法、介護保険法等	